

ID: 739

担当部署: 総務課

|  |                  |         |       |
|--|------------------|---------|-------|
| 処分の概要  | 行政財産の使用許可の取消し    |         |       |
| 法令名<br>根拠条項  | 地方自治法 第238条の4第9項 |         |       |
| 法令番号   | 昭和22年法律第67号      |         |       |
| <p><b>【基準】</b></p> <p>法第238条の4第9項の規定による。</p> <p>9 第7項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。</p> |                  |         |       |
| 備考   |                  |         |       |
| 設定年月日  | 平成22年4月1日        | 最終変更年月日 | 年 月 日 |